

(5) 拍子ノ研究。從來日本音樂ハ二拍子ニシテ三拍子ハナシトノ説

ナリシガ必ズシモ然ラズト考フ、現ニ聲明ニハ明カニ三拍子アリ、但シ今日迄ノ研究ニテハ所謂俗曲ニハ全曲ヲ通ジテ三拍子ノモノハナシト信ズ、只三拍子ノ模倣ト見ラル可キモノハ一二其例アリ

保名ノ段切レ、吉原雀等然リ。南無妙法蓮華經、追分等ハ六拍子ナリ。

一、掛長ノ發議ニテ右ノ腹案實行ノ方法トシテ目下調査濟ノ材料ニヨリテ之ガ研究ノ歩ヲ進ムル事、竝ニ樂曲ノ形式、拍子等ニツキテハ模型ヲ示シテ家元ニ其類例ノ摘出ヲ依託スル事トシ、其主任ヲ本居氏トス。

四時散會

(手書き)

(四) 記譜法

樂曲を五線譜に記譜するにあたっては定例会議また種目ごとに、記譜法についての協議を重ねられている。左の資料は箏曲、三味線曲、雅楽に関する記譜法記録である。

明治四十三年七月一日付決議事項

後に示す「邦楽記譜法議事録」に該当する記譜法議事録。六月二十三日に提出された「議案」(全十六項目。三宅延齡・本居長世・竹内平吉連名。謄写版)に対して協議、決定された。

四十二年七月一日記譜上ニ付協議セシ事項

出席者

富尾木知佳
鳴崎赤太郎
楠美恩三郎
前田 久八
本居 長世
竹内 平吉
三宅 延齡

決議事項

一 イロ詞ノ記譜法

音ノ高度ヲ測定シ能ハザルイロ詞ニ於テハ單ニ拍子縦線ヲ置キ、之ニ其歌詞ヲ配ス

拍子測定ヲ爲シ得ザル時ハ歌詞ノミヲ記ス

併シナガラ是ハ萬止ヲ得ザル場合ノ策ナリ、能フ限り高度拍子ヲ測定シテ正確ニ完全ニ記譜スルニ勉ムベキハ勿論タリ

二 河東節ノカム清元ノシカルト稱スルモノ等ノ表示法

カム シカル共ニ樂譜ヲ以テ表ハシ得ベキ範圍ニアラズ

其骨タルベキ旋律ヲ模索シテ之ヲ記譜シ此個處ノ上部ニカム

シカルヲ其儘術語トシテ記入ス

三 諸流ノ詞ハ如何ニシテ表ハスカ

(一)ト重複ス同意義ナレバ略ス

四 曲ノ途中ニテ調子變リタルトキ其新調ニ對スル處置 例ヘバ本

調子ヨリ二上リ三下リヲ經後チ一ヲ上ゲテ本調子トナリタル時ノ

如キ其他

新調子ニ對シテハ記譜法ノ便宜ニヨラズ其原調子ト比較シテ
主調音ヲ實際ノ高度ニ採ルベシ

五 拍子ノ倍ニナリタルトキノ處置

局部ノ適當ナル場所ヨリ切り替フベシ

六 流シノ寸法

新タニ樂語ト記號トヲ製造スベシ

七 度々裏間ニナリタル時ノ處置

從前規定ノ通りニテ宜シ

八 聲及絃ノスリ上リ又スリ下ルトキ

記號ヲ製造スベシ

九 節ハ如何ナル程度マデ詳細ニ記譜スベキカ

各流ノ代表タルベキ曲一二曲ハ出來得ル限り生レノ儘詳細ニ
記譜スベシ

十 さ行及ビた行ノ音ニ起ル息ノ音ノ書キ方

譜ノ上ニ息ヲ記スベシ

十一 カケ聲ヲ樂譜上ニ記スベキカ

カケ聲ノ字丈ヲ記シ拍子ヲ表ス

十二 延聲記號ヲモテ表ハシ得ザル極端ナル緩急ニ對スル記號

*印ヲ附シ別ニ其説明ヲ附スベシ

十三 替手及ビ上調子ハ本手ノ上ノ行ニ書クベキカ或ハ下ニ書クベ
キカ

替手上調子ハ本手ノ上方ニ書クベシ

十四 拍子ハ何記號ヲ用ユルカ

二拍子ヲ用ユベシ

十五 調子ハ何調子ヲ用ユルカ

一ノ糸ヲEニ採ルベシ

十六 左右兩手運用方ニ於ケル諸記號制定

右母指ヲ一ニ採ルベシ

左食指ヲ一ニ採ルベシ

(手書き)

邦樂記譜法議事録

邦樂記譜法議事録

明治四十三年十月八日(土)午前十一時ヨリ十二時迄

出席者 主事、嶋崎、楠美、本居、竹内、三宅。

大薩摩ノ書方ニ就キ次ノ如ク決議ス



以上本居氏提出事項

十月十五日(土)午前十一時ヨリ十二時迄

出席者 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。

流シノ書方ニ就次ノ如ク決議ス

曲ノ拍子ニヨリ其最初ノ音ノ長サヲ標準トシテ次ノ二種ヲ用
フル事

フル事



箏曲記譜上ノ質疑

以上本居氏提出事項

一曲ノ大部分或ハ長キ間元調ヨリ五度高キ調子ニナリ居ル場合ニハ其調子記號ハ其曲ノ元來ノ調子トナシ置臨時記號ヲ以テ表ス事

絃ハ I II III ノ數字ヲ以テ又、指ハ母指ヲ ○ — 以下食指ヨリ順次 1 2 3 ノ數字ヲ以テ表ス事

三味線ノ音ノ持續時ハ其曲ノ旋律ニヨリ之ヲ定ム

以上三事項 本居、三宅提出

十月廿日(土)

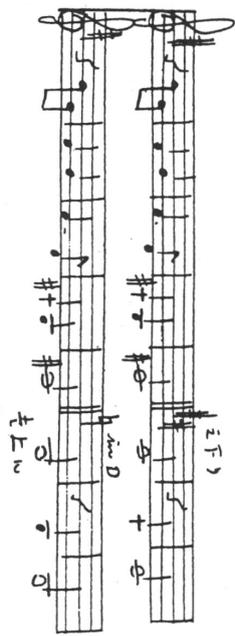
出席者 前田、本居、竹内、三宅。 缺席者 主事、嶋崎、楠美。

會議事項ナシ

十月廿九日(土)

出席者 主事、嶋崎、楠美、竹内、三宅。 缺席者 前田、本居。

曲ノ轉調シタルトキハ其本來ノ性質ニ依リ之ヲ記シ便宜上其下ニ讀譜上見易キ譜ヲ記ス事ニ決ス



十一月十二日(土)

出席者 主事、楠美、嶋崎、前田、本居、竹内、三宅。

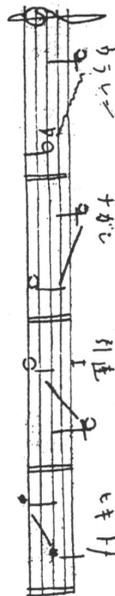
前回ノ調子ノ變リタルトキノ法方ニ付キ又議スル所アリタルモ上調子、替手等ノ關係上決定ニ至ラズ閉會

十一月十九日(土)

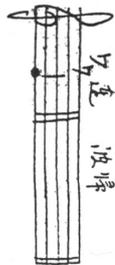
出席者 前田、本居、竹内、三宅。 缺席者 主事、嶋崎、楠美。
缺席者多數ノ爲會議スル事ヲ得ズ

十一月廿六日(土)

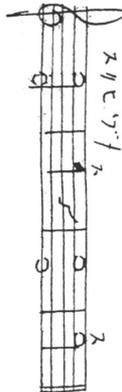
出席者 主事、嶋崎、前田、本居、竹内、三宅。 缺席者 楠美。
前田氏提出ノ箏曲記譜法ニ付キ次ノ如ク議決ス



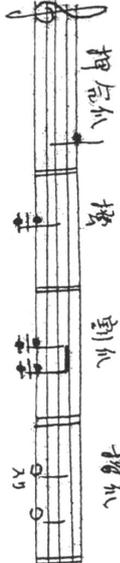
以上ハ何レモ最初ノ音ト終リノ音ヲ記シ其間ヲ上ニ記シタル如キ線ヲ引キ記號トス



以上ハ其絃ノ音ヲ記シ上ニ(ワ)或ハ(ナミ)ノ字ヲ記シ記號トス



音譜ノ上ニ(ス)ノ字ヲ記シ記號トス又其譜ノ長ハ其旋律ノ性質ニ依ルモノトス



(1) 前田が提出した箏曲記譜法案。譜例は次頁。

(明治四十三年十一月六日提出)

箏曲運手法を譜表上に記載するに付て

箏曲運手法の譜表に記されたるものにして其の記譜の方法は異つて奏法の同じきものあり、又は原に文字を以て示されたるあり、或は又記號の甚だ不完全にして表顯法の宜しきを得ざるもの無きにあらざ、今現在調査中のもの、中より左右兩手運手法の數種を擧げて左に示し以之是正を乞はんとす

提出者

前田久八[㊦]

(手書き)

十二月三日(土)

出席者 主事、嶋崎、楠美、竹内、三宅、前田。缺席者 本居。

前回ニ引續キ箏曲記譜法ニ付キ會議ヲ開ク、次ノ如ク決ス

總テイロハ記號ヲ以テ之ヲ表ス事

十二月十日

出席者 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席者 竹内。

前回ニ引續キ箏曲記譜法ニ付キ會議

三宅提出ノ生田流奏法ヲモ合シ會議ヲ開ク 決議ハ次回ニナ

ス事トシテ解散、本日ハ特ニ今井教授出席ス

十二月廿四日(土)

出席者 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。

久野氏臨時出席。

今回ハ今井氏ヲ標準トシテ作譜ノ事ニ議決ス

明治四十四年一月十四日

會議休み

一月二十一日

出席者 富尾木主事、島崎、前田、竹内 (前田提出)

會議事項、三絃右手彈法の「スクヒ」「ハジキ」のことに付て



ハジキの音符は左の如く四分音符に記すこと、及び



のスクヒは歌詞の謠ひ延びるときは四分音符に記

し、無きときは八分音符に記すこととす。

一月廿八日

出席者 富尾木主事、島崎、楠美、前田、竹内。

竹内君提出の三絃曲中の半間に關して、その部分へ[♪]拍子記號を記入することを決議し、并にレシタチ[♪]的唱謠の場合には

長短何れの音符にて記すべきやに付て協議したれども、此議事は何れとも決せずして終る。

二月四日

出席者 富尾木主事、島崎、楠美、上原、前田。

議事無し

二月十八日(土)

出席者 富尾木主事、嶋崎、楠美、前田、三宅。

缺席者 本居、竹内。

箏曲記譜上未決ノ件ハ前田三宅ヲ委員トシテ調査スル事ニ議決

ス

二月二十五日(土)

出席者 富尾木主事、嶋崎、楠美、前田、三宅。
缺席者 本居、竹内。

箏曲集出版ノ件ニ付協議セルモ決スル處ナシ

三月四日(土)

出席者 富尾木、嶋崎、楠美、上原、前田、竹内、三宅。
缺席者 本居。

箏曲ノ(色)ノ記號ニ付キ協議シ次ノ如ク決定セリ。

大意抄ニテ從來用ヒ居タル記號ハ之ヲ用ズ新ニ制定ス 而シテ

大意抄ニテ從來押色トセルモノハ之ヲ色ニ非ラザルモノト認メ

之ヲ除キ押し止ル音ヲ押色トセリ又搖吟トセルモノ之ヲ早押トナ

シユリイロハ別ニ制定スル所トナル

押色 オ、ツキ色 ツ、引色 ヒ、ユリ色 ユ、早押色 ハ

オ、押響 オヒ、押放 ハ、

以上列記セル假字ヲ音符上ニ記シ以テ記號トナス

而シテ其奏法ハ凡例ヲ以テ別ニ之ヲ表ス事トス

三月十一日(土)

出席者 富尾木主事、嶋崎、楠美、前田、竹内、三宅。
缺席者 上原、本居。

前回ノ箏曲ノイロヲ實地ニ付キ協議シタルモ決スル所ナク結構

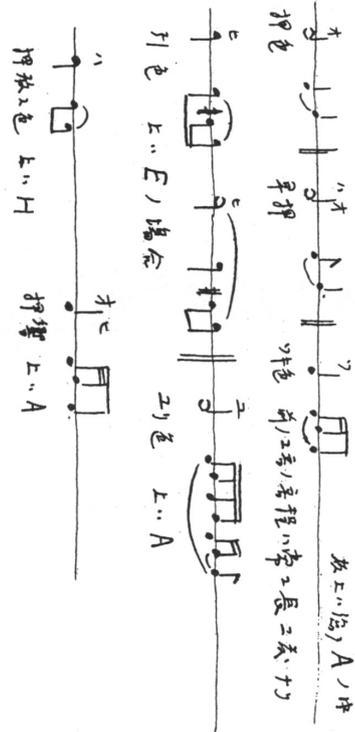
専門家ヲ招キテ調査協議スル事トナシ米川氏ヲ招ク事トシタリ

三月十八日(土)

出席者 主事、嶋崎、前田、竹内、三宅。缺席者 楠美、本居。

本日ハ米川氏出席 箏曲ノ色ニ付調査シ次ノ如ク決定ス

生田流ノ色



以上ニシテ山田流ノ方ハ前田ニ托シテ散會ス

三月廿五日(土)

缺席者多數ノ爲メ流會

四月一日(土)

出席者 富尾木、上原、楠美、前田、竹内、三宅。

缺席者 嶋崎、本居。

前回ニ引續キ箏曲イロニ付協議ス 議論百種遂ニ決スル處ナシ

次會ヲ期シテ散會

四月八日(土)

出席者 富尾木、嶋崎、楠美、前田、竹内、三宅。

缺席者 上原、本居。

箏曲イロハ總テ記號ヲ以テ表ス事ニ決ス

四月十五日(土)

出席者 主事、嶋崎、楠美、前田、竹内、三宅。

缺席者 上原、本居。

山田流運箏曲左手運手方法ニ付協議左ノ如ク決ス

オ 押色ハ弾きて後左手の食指、中指、薬指の三指を以て押す事

ツ 控 は左手の食指中指薬指の三指にて半音程絃を突く事

ヒ 臍 は左手の食指中指薬指の三指に母指を添へ右方へ引く事

ユ 搖吟は左手の食指中指薬指の三指にて早めに數多く押す事

ハ 押放は左手の食指中指薬指の三指にて押せる絃を弾きて放す事

四月二十二日(土)

出席者 主事、嶋崎、前田、竹内、三宅。

缺席者 上原、楠美、本居。

前回ニ引續キ箏曲色ニ付キ協議 次ニ生田流ノ方ヲ調査スル事ニシテ散會

四月廿九日(土)

出席者 主事、嶋崎、楠美、竹内、三宅。

缺席者 上原、前田、本居。

議事ナシ

五月六日(土)

出席者 主事、嶋崎、楠美、竹内、三宅。

缺席者 上原、前田、本居。

三絃樂ノ トツンツ ノ記譜法ニ付協議シ 3指ヲ以テ出ス音ノ上ニ(シ)ヲ記シ記號トス (スラー)ハ用ヒズ

生田流箏曲左手運指法

オ 押色は弾きて後左手の食指中指を主とし無名指を添て柱の左方を押す

ツ 控は前の方法を以て突く

ヒ 臍は弾きて後左手の食指を第一關節の内迄深く絃ニかけ中指を同じく淺くかけ母指を前方より添へて右方に引く又時には母指を添ずして奏する事有り

ユ 搖吟はオ或はツの方法にて幾度も押すものとヒの方法を以て幾度も引くと二種あり

ハ 押放は押して出したる音を弾きて後放すを云ふ

以上

五月十三日(土)

出席者 主事、嶋崎、楠美、竹内、三宅。

缺席者 上原、前田、本居。

議案提出ナシ 今後ノ方法ニ付協議シテ散會

五月廿日(土)

本日ハ演奏會ノ爲會議ナシ

六月三日(土)

出席者 嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。

缺席者 主事、上原、竹内。

謠曲ノ清書方針ニ付三行(即謠、大、小)ニ書ク事ニ決定ス 六月十日(土)



出席者 楠美、三宅。 缺席者 主事、嶋崎、本居、竹内。
缺席者多数ノ爲會議開カズ

六月十七日(土)

本日ハ文彌演奏ノ爲休會

六月廿四日(土)

出席者 主事、嶋崎、楠美、前田、竹内、三宅。

缺席者 上原、本居。

原稿ノ番號ニ付協議 鉛筆ヲ以テ記シタモノヲ第一稿トナスト
決ス

七月一日(土)

出席者 主事、嶋崎、本居、竹内、三宅。

缺席者 上原、楠美、前田。

今後ハ箏曲ノ件ニ付協議スル事ニ決ス

三味線ノ流及ヒグラシハ一ノ音譜ニテ表シ其上ニ流或ハヒグラ
シノ語ヲ記シテ之ヲ表ス



七月八日

出席者 主事、嶋崎、楠美、前田、三宅。

缺席者 上原、本居、竹内。

箏曲ノ件ニ(付)協議 來月ヨリ原稿ニ付實地調査ニカ、ル事

九月十六日

休會

九月廿三日

出席者 嶋崎、上原、前田、本居、竹内、三宅。
缺席者 主事、楠美。

箏曲集出判ノ件ニ(付)協議

九月三十日

出席者 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。

缺席者 上原。

本日今井氏出席 箏曲集第二編中ノみつノ船ヲ實地ニ付各會議
用元稿ニ依テ調査協議ス

十月七日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。 缺席 上原

箏曲集第二編出判ノ件ニ付次キ協議ヲナス

歌詞ノ二音譜以上ニ渡ルモノハ詞ノ附セラレ居ル音譜ノ下ニ細

キ線ヲ引ク事

息ヲ取ル個所ニ(付)種々協議シタルモ決セズ次回ニ今井氏ノ

出席ヲ得テ尙協議スル事トシテ十二時終ル

全員ニ雲の上ノ元稿ヲ配附ス

十月十四日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。 缺席 主事、上原

劇場合方忍三重ニ付調査協議ス

十月廿一日

出席 嶋崎、上原、前田、竹内、三宅。 缺席 主事、楠美。

今井氏出席 箏曲松蟲ヲ調査協議ス

十一月十一日

出席 嶋崎、楠美、前田、主事、本居、竹内、今井。 缺席 三宅

下ノ件ヲ議決ス

箏曲記譜法 流 ヲ爾後次ノ如ク書スベシ



十月廿七日

出席者 嶋崎、前田、本居、竹内、三宅。

缺席 主事、上原、楠美。

劇場合方ニ付協議ス

十一月十八日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。缺席 主事、上原

今井氏出席 雲の上の絃のオを調査ス

十一月廿五日

本日ハ邦樂演奏會開催ノ爲臨時休會

十二月二日

出席 嶋崎、楠美、前田、竹内、三宅。缺席 主事、上原、本居

本日ハ主任缺席ノ爲會議セズ

十二月九日

出席 嶋崎、前田、本居、三宅。缺席 主事、楠美、上原。

今井氏出席 雲の上調査次ノ件ヲ議決ス

同曲の  ハ總テ  ニスル事

流ハ  ノ如ク書表ス事

連ハ  ノ如ク書表ス事

以上

十二月十六日

休會

十二月廿三日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。缺席 主事、上原

今井氏出席 雲の上二、三ノ歌調査ス

明治四十五年一月廿日

出席 主事、嶋崎、楠美、本居、竹内。缺席 上原、前田、三宅

(記載なし)

一月廿七日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、本居、竹内、三宅。

缺席 上原、前田。

次回ヨリ勸進帳ノ調査ヲナス事ニ決ス

二月三日

出席 嶋崎、楠美、本居、三宅。缺席 上原、主事、前田、竹内

勸進帳ノ調査ヲナス

二月十日

出席 嶋崎、主事、楠美、前田、竹内、三宅。缺席 上原。

總テ拍子ノ完全ナラザル場合ハ其所ニ音及休ノ有ルモノハニニ

ノ内ニ記シ又音休ノナキモノハ相當ノ譜ヲ()ノ内ニ記シテ

小節ヲ完全ナルモノトナス事ニ決ス

二月十七日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。缺席 主事、上原

劇場合方ノ順序ニ付キ協議ス

二月廿四日

出席 主事、嶋崎、楠美、本居、竹内、三宅。缺席 上原、前田
劇場合方ノ名稱及河東節其他ノイロ詞ノ記譜法ニ付協議ス

イロ詞ハ波形ヲ以テ表ス事ヲ試ル事ニ決ス

三月二日

出席 嶋崎、楠美、本居、三宅、竹内。缺席 主事、前田、上原

本日議事ナシ

三月九日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、竹内、三宅。缺席 上原、本居

箏曲記譜上ニ付協議ス(雲の上)。本日今井氏出席

三月十六日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、竹内、三宅。缺席 主事、上原

前回ノ續キ雲の上調査。今井氏出席

三月廿三日

出席 楠美、前田、本居、竹内、三宅。缺席 嶋崎、主事、上原

休會

三月三十日

出席 前田、本居、三宅。缺席 嶋崎、楠美、主事、竹内、上原

今井氏缺勤ノ爲調査セズ

四月六日

出席 前田、三宅。缺席 主事、楠美、嶋崎、本居、竹内、上原

今井氏缺勤ノ爲調査セズ

四月十三日

出席 嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 主事、上原、本居、竹内

本日八段ノ調査ヲナス

四月廿日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 主事、上原、竹内

松蟲ニ付調査ス

四月廿七日

本日休會

五月四日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、本居。缺席 三宅、竹内。

榮ゆる宮ノ手及歌ヲ調査ス

引連 引止ノ書方ハ追テ今一應研究ノ上確定スル事ニ議決ス

五月十一日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 竹内、上原。

三(つ)の船(二付)全部調査

五月十八日

出席 前田、本居、三宅。缺席 主事、嶋崎、楠美、上原、竹内

本日今井氏缺勤ノ爲調査セズ

五月廿五日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 上原、本居、竹内

薄霞ノ手全部調査ス

六月一日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 上原、竹内

薄霞ノ歌ノ節全部調査ス

六月八日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 主事、上原、竹内

友千鳥ノ手ノ方調査

六月十五日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 主事、上原、竹内
友千鳥ノ歌ノ節調査

六月廿二日

出席 嶋崎、前田、本居、三宅。缺席 主事、竹内。
亂ノ調査ヲナス

六月廿九日

出席 嶋崎、前田、本居、三宅。缺席 主事、竹内。
早春ノ興ヲ調査ヲナス

七月六日

出席 嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 主事、本居、竹内。
前ノ續キヲ調査ナス

大正元年九月廿一日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 竹内。
出判樂譜ノ件ニ付キ協議ヲナス次ノ如シ

歌詞ハ平假名ヲ以テ書ク事

歌詞ニハ羅馬字ヲ附スヤ否ハ校長ノ意見ヲ聞キテ定ム

スラーハ同度ノモノ及ビ一字一本ノ事

九月廿八日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 竹内。
歌詞ニハ羅馬字ヲ附ス事、羅馬字ハ發音通ニナス事

歌詞ハ邦語假名づかひ法ニヨル事

イロ詞ノ書方ハ未定(コミックオペラノ書方ヲ參考トナス事ト

ス)

スラーハ前回ノ決定ノ如クス

十月五日及十二日

修學旅行ニ付缺席者多ク爲ニ休會

十月十九日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 本居、竹内。
歌詞ハ其字ノミ記シ後ノ——等ノ線ハ之ヲ略ス事

歌ノ節ハ其本來ノモノノミヲ發表スル事

同度ノ音ニシテ異リタル絃ニテ發スルモノハ其少キ方ノモノニ

I II等ヲ記シ或ハ指使ヲ附ス事

十月廿六日

出席 主事、嶋崎、前田、三宅。缺席 本居、竹内、楠美。
流ハ其音ノ高度或其ツボノミヲ記シ其二(流)ノ字ヲ記シ以テ

其記號トス 聲ノ方ハ大體ノ長(サ)ヲ表シ三味線ノ方ハ聲ニ

應ジテ大體ノ長サヲ波線ヲ以テ表ス即下ノ如シ

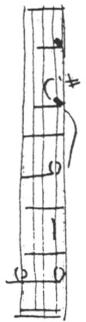


十一月二日

出席 主事、楠美、嶋崎、前田、本居、三宅。缺席 竹内。
ローマ字ハ之ヲ記セザル事

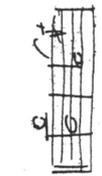
十一月十六日

出席 主事、嶋崎、吉丸、楠美、前田、本居、三宅。缺席 竹内。
嶋崎氏提出ノ議案ニ依リ次ノ如ク決ス



ノ形ハ從來ノ如ク書ク事

雲の上ノ終り



ハ



トナス事

八段 みだれ等ノ



ノ如ク表サレタルハ

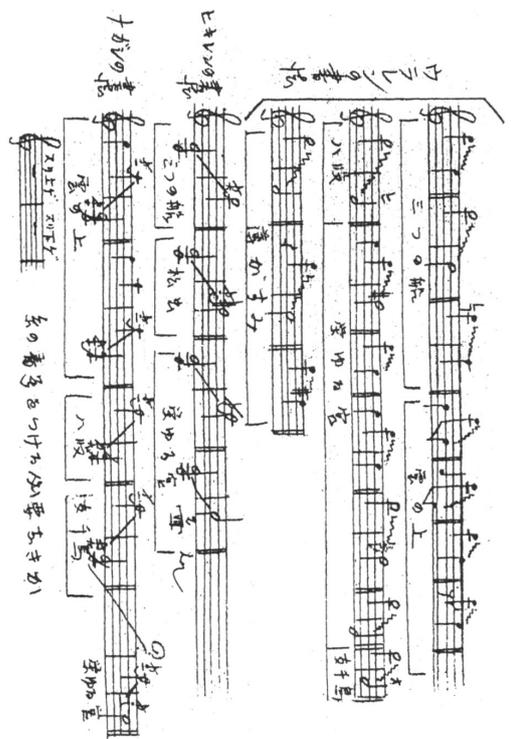
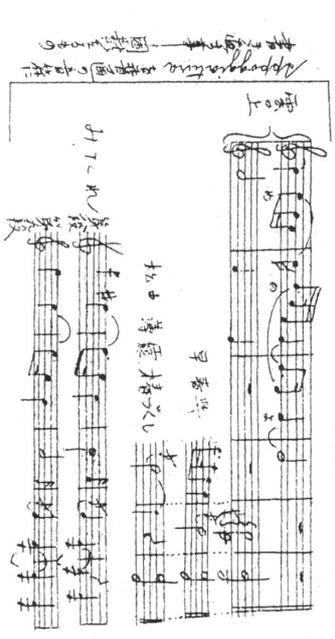
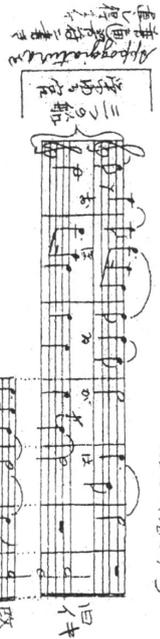


ノ如ク表ス事

ウラ連、ヒキ連、流等モ既ニ決シタル如ク表ス事

(1) 左は「嶋崎氏提出ノ議案」(大正元年十一月九日付、謄写版)。

大正元年十一月九日議案
提出者 嶋崎



十一月十六日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 竹内。

箏曲集第二編ヲ第一編ノ如キ形式ニナス事ニ決ス

十一月三十日

出席 主事、前田、嶋崎、本居、三宅。缺席 楠美、竹内。

箏曲集第二(編) 出版ニ付キ協議

十二月七日

出席 嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 主事、竹内。

前回の續キ

十二月十四日

前回の續キ

十二月廿二日

本日休會

大正二年一月十八日

出席 掛長、主事、嶋崎、楠美、前田、本居。缺席 三宅、竹内。

樂譜出版の件ニ付協議

一月廿五日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。缺席 竹内。

箏曲集第二編ノ出版の件ニ付其緒言ノ元案ヲ作り主事ヨリ掛長ニ差出ス事ニ決ス。元案ハ主事ノ手元ニ有り

二月一日

出席 主事、嶋崎、楠美、本居、三宅。缺席 前田、竹内。

箏曲集第二編樂譜ニ付引續キ協議

二月八日

出席 主事、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 本居。

前回ニ引續ク

二月十五日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田。缺席 本居、三宅。

(記載なし)

二月廿五日

本日休會

三月一日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 本居。

箏曲集凡例ニ付協議

三月八日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居。缺席 三宅。

(記載なし)

三月十五日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 本居。

引續キ凡例ニ付協議

三月廿九日

出席 楠美、前田、三宅。缺席 富尾木、嶋崎、本居。

本日休會

四月五日

本日休會

四月十二日

本日休會

四月十九日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 本居。

引續キ凡例ニ付協議

四月廿六日

出缺前回ニ同シ

引續キ凡例ニ付協議ス

五月三日

出席 全部

凡例ニ付協議ス

五月十日

出席 嶋崎、楠美、前田。缺席 富尾木、本居、三宅。

(記載なし)

五月十七日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、本居、前田、三宅。

本日ヲ以テ凡例の第一稿協議済トナリシヲ以テ更ニ次回ヨリ第二稿ニ付協議スル事トナス

五月廿四日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 本居。

本日ヨリ箏曲(集)第二編凡例第二稿ニ付協議

曲譜ノ譜表上ノ記載方、

左手ニ屬スル法

押、オシイロ

以上ヲ議ス

五月卅日

出席 富尾木、嶋崎、前田、三宅。缺席 楠美、本居。

前回ニ引續キ凡例中 控ツキイロ 臍ヒキイロヲ議決シ

押放オシハナスイロハ宿題トナス

六月七日

本日ハ演奏會ノ爲休會

六月十四日

出席 富尾木、嶋崎、前田、本居、三宅。缺席 楠美。

箏曲集第二編凡例第二稿ニ付協議

六月二十一日

本日演奏會ニ付休會

六月廿八日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。

前回ニ引續キ協議。ワ輪連ヲ宿題トス

七月五日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田。缺席 本居、三宅。

休會

七月十日

本日出席全員

凡例及緒言ニ付協議ス

七月十六日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。

緒言及凡例第三編ニ付協議ス

七月十八日

出席 前回ニ同シ

前回ニ引續キ協議シ凡例の本編所載云々ノ件ヲ嶋崎調査員ニ付

托シ次回協議トス

九月十三日

出席 前田。

本日休會

九月廿日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、本居、前田、三宅。

箏曲集第二編出判の件ニ付協議

九月廿七日

出席 前同様

箏曲の記譜ノ件ニ(付)協議

十月十一日

三味線の記譜上ニ付協議セリ 本日楠美氏缺席

十月十八日

全員出席

前回ニ引續キ三味線ノ記譜上ニ付協議ス

十月廿五日

出(席) 嶋崎、前田、本居、三宅。缺席 富尾木、楠美。

本日休會

十一月一日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、三宅。缺席 前田、本居。

本日休會

十一月十八日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 本居。

本日休會

十一月十五日

全員出席

三味線ノ上起ル ウ、シヲ符號ニ付協議ス

十一月廿二日

全員出席

前回ニ引續キ ウ、シノ件ニ付協議ス

十一月廿九日

出席 嶋崎、楠美、前田、三宅。缺席 富尾木、本居。

本日休會

十二月六日

出席 前田、本居、三宅。缺席 富尾木、嶋崎、楠美。

休會

十二月十三日

本日休會(邦樂演奏會準備ノ爲)

十二月廿日

出席 富尾木、前田、三宅。缺席 嶋崎、楠美、本居。

本日休會

大正三年一月十七日

演奏會ノ爲休會

二月廿一日

本日缺席者ノ有シ爲休會 前田、三宅出席。

二月廿八日

本日蓄音機吹込ノ爲休會

三月七日

出席 本居、前田、三宅。

本日議事ナシ

三月十四日

出席 富尾木、前田、本居、嶋崎。缺(席) 楠美、三宅。

(記載なし)

三月廿八日

出(席) 富尾木、前田、福田、三宅。缺(席) 本居、嶋崎、楠美

美

新ニ吹込ノ平圓盤ノ試験ヲナス

四月四日

本日議事ナシ

四月十八日

出(席) 富尾木、前田、三宅。缺(席) 嶋崎、楠美、本居。

議事ナシ

四月廿五日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺(席) 本居。

議事ナシ

五月二日

出(席) 嶋崎、楠美、本居、前田、三宅。缺(席) 富尾木。

(記載なし)

五月九日

出(席) 前田、本居、三宅。缺(席) 富尾木、嶋崎、楠美。

(記載なし)

五月十六日

全員出席

記譜上ノ調子(五線上ノ)ハ最扱易キ調子ヲ用フル事ニ決ス

本調子ニテ二上リノ節ノ場合二上リノ節長ク續ク時ハ「5」ヲ五

線ノ初ニ調子記號トシテ附ルカ或ハ其音ノ表レタル時各音ニ附

ルカノ議アリタルモ決セラレズ宿題トシテ閉會ス

五月二十三日

出(席) 嶋崎、前田、本居。缺(席) 富尾木、楠美、三宅。

(記載なし)

五月三十日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺(席) 本居。

箏曲集(第一編緒言ニ付議スル所アリタルモ決セラレズ

六月六日

出(席) 嶋崎、本居、三宅。缺(席) 富尾木、楠美、前田。

六月十三日

出(席) 富尾木、嶋崎、前田、本居、三宅。缺(席) 前田。

三味線ノ凡例ニ(付)協議ス スクヒ、ハジキ、ウチ等ノ件ニ

付キ議ス

(ス) スクヒ ノ略 撥ニテスクウヲ云フ

(ハ) ハジキ ノ略

(ウ) ウチ ノ略

等ニシ他ハ次會ニ協議スル事トナス

六月二十日

出(席) 富尾木、前田、本居、三宅。缺(席) 楠美、嶋崎。

本居氏出張ニ付同氏ノ案ヲ預ル

六月二十七日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、吉丸、兼常、前田、三宅。缺(席) 本居。

前回ヨリ引續キ三味線凡例ニ付協議

(ス) スクヒの略 撥ニテスクウヲ云フ

(ハ) ハジキの略 指頭ニテハジクヲ云フ

(ウ) ウチの略 指頭ニテウツヲ云フ

尙返撥、コキ等ニ付協議スル所アリタルモ決セラレズ

七月四日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、三宅。缺(席) 本居。

コキニ付本居案ト三宅案トニ付協議スル所アリタルモ決セ

ラレズ

九月十九日

〔記載なし〕

九月廿六日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、弘田、三宅。

發想記號制定ノ件ニ付協議

發想記號ハ成可ク邦語ヲ用フベキカニ付邦語ヲ用フル事ニナシ

タルモ亦世界的ノ語〔用〕フル方便宜ナラントノ説出タリ、故

ニ以上ノ方針ニテ進ム

十月三日

出席 富尾木、嶋崎、前田、本居、弘田、三宅。缺〔席〕 楠美。

前回ニ引續キ發想記號ノ制定ヲ議ス

十月十日

本日缺席者多ク休會

十月廿四日

出〔席〕 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、弘田、三宅。

三味線ノ凡例及術語ニ付協議

十月三十一日 休日

〔記載なし〕

十一月七日

出〔席〕 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、吉丸、弘田。

〔記載なし〕

十一月十四日

出〔席〕 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。

三味線ノ發想記號ニ付本居氏ノ原案ニ依リ議ス⁽¹⁾

〔議事録に挿入されていた別紙記事〕

- 一 發想記號ハ大體ニ於テ邦語ヲ用ヒ時ニ便宜上西洋樂語ヲモ用ヒテ然ルベシ
- 二 *カフカフカ*ノ如キハ邦語ニ譯サズシテ其儘記號トシテ用フル事
- 三 上調子ハ三味線本來ノ調子ニヨリテ記ス事
- 四 繼承的樂句樂節ノ名稱ハ樂譜上ニ附記スル事

(1) 左は發想記號ニ關する本居提出資料。なお「發想記號制定ノ件」については大正四年九月二十五日にも再協議されている。

發想記號制定ノ件

本居

- 一、發想記號ハ邦語ヲ用フベキカ將タ西洋樂語ヲ用フベキカ
- 二、邦語ヲ用フル事ニ假定セバ次ノ譯語ヲ考フベキ事

presto
allegro allegretto
andante
adagio
largo larghetto
moderato
legato
staccato

〔記載なし〕

十二月十九日

出〔席〕 富尾木、嶋崎、楠美、前田、乙骨、三宅、弘田。

本日日本居氏缺席ノ爲休會

大正四年

一月十六日

出席 富尾木、嶋崎、楠美、前田、弘田、三宅。缺〔席〕 本居。

本日休會トス

一月十九日

出〔席〕 富尾木、高野、前田、弘田、三宅。

曲首及曲首類似ノモノノ研究ヲナス

清元 淺間 長生

富本 忠信

長唄 京鹿子

以上三宅

河東節 ぬれ扇

小鍛冶

助六、

傀儡師、

鎗踊、

水調子

以上弘田

前田氏ノ分ハ次回提出ノ事

一月廿三日

本日休會

一月三十日

出〔席〕 富尾木、嶋崎、楠美、前田、弘田、三宅。缺〔席〕 本居。

上調子ノ書キ〔方〕ニ付協議 三味線ノ本来ノ調子ニテ記譜スル事ニ決ス

繼承的樂句の名稱ハ書ク事ニ決ス

イロ詞、河東ノカム、清元ノシカル、諸流の詞等ハ如何ニシテ

表スベキカニ付協議セシモ決セズ宿題トナス

二月二日

出〔席〕 富尾木、前田、福田、三宅、永井、細谷、弘田。

前回ニ引續キ曲首ノ調査ヲナス

一中節（菅野） 自然居士、冲中川、江の嶋、業平河内通、

稽首國道行、八重霞浪華濱菰（新屋敷）、名古屋帶、江戸紫

清元 玉兔、北州、梅の春

富本 高尾懺悔、松風、家櫻三番叟

二月六日

出〔席〕 富尾木、嶋崎、楠美、前田、弘田、三宅。

前回ニ引續キ記譜法ニ付協議

イロ詞ノ記譜法

河東節ノ「カム」清元ノ「シカル」等ノ表示法

以上ハ實例ノ提出ヲ待ツ事トス

諸流ノ詞ハ文字ノミ書キ其始メニ「詞」ノ字ヲ書ス事ニ決

〔ス〕

曲ノ途中ニテ調子變リタルトキハ其新調ニ對シ（一ノ一調子上

リタルトキ又下リタルトキノ如キ其他）テハ矢張り調子記號ノ

ナキ調子ニテ書ク事

二月十三日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、弘田、三宅。

イロ詞、カム、シカル、等ハ其拍子ノミヲ或ル一線上ニ表シ其始ニイロ詞、カム、シカル等ト字ヲ書ク事、ニ決ス

拍子ノ漸次早クナリ倍ニナリタル時ハ都合ヨキ所ニテ打替ル事若シ便宜ナル所ナキ時ハ其儘ニテ通ス事、ニ決ス

二月廿日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、弘田、三宅。

拍子ノ裏間ニナリタル時ハ便宜ノ所ニテ打替ル事又其個所ニ對シテハ其彈レタル通りヲ記シ更ニ各自ノ考ヲ附記シ會議ニ附ス

事

二月二七日

出(席) 富尾木、嶋崎、乙骨、楠美、前田、弘田、三宅。

缺(席) 本居。

前回ニ引統キ記譜法ニ付會議

三月六日

(記載なし)

三月十三日

(記載なし)

三月廿日

出(席) 三宅。缺(席) 本居、前田。

教員會議ノ爲缺員多數ニ付休會

三月廿七日

出(席) 三宅。缺(席) 本居、前田。

入學試験ノ爲缺員アリ休會

四月三日

神武天皇祭ニ付休

四月十日

出(席) 前田、弘田、三宅。缺(席) 富尾木、本居。

主事病氣ニ付休會

四月十七日

出(席) 前田、弘田、三宅。缺(席) 本居。

本日主事差支アリ休會

四月廿四日

出(席) 富尾木、嶋崎、前田、本居、三宅、弘田。缺(席) 楠美。

佐行ノ子音ニ起ル息ノ音ノ書キ方ニ付協議セシモ決セズ宿題ト

ナス

五月一日

出(席) 富尾木、前田、嶋崎、弘田、三宅。缺(席) 楠美、本居

カケ聲ヲ樂譜上ニ記スベキカニ付協議其必要ナルヤ否ヤヲ議シ

終ニ宿題トナス

五月八日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、弘田、三宅。缺(席) 本居

延聲記號ヲ以テ表シ得ザル極端ナル緩急ニ對スル記號ニ付協議

シ日本語ヲ以テ其意味ヲ表ス事ニ決ス

替手及上調子ハ本手ノ上ノ行ニ書クベキカ或ハ下ニ書クベキカ

ニ付協議シ上調子或替手、歌、本手、ト書ク事ニ決ス

ハヂキ、ウチ、アタル、タ、キ、ノ略字ヲ議シ(イ)(ウ)(ヅ)(ト

決ス

ニツ以上ノ音符ニスラーの有ル場合ハ最初ノ音のみ弾キ他ノ音

ハ其指にてするを示スヲ決ス

五月十一日 火

出(席) 富尾木、前田、弘田、三宅。缺(席) 本居。

能樂調査ノ方針ニ付協議シ豫定通り終リタル時一時中止シ 其

調査サレタル樂譜ニ付詳細ナル調査ヲナス事ニ決ス

五月十五日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、弘田、三宅。

既決ノ問題ニ對向一度通讀スル必要有リトノ事ニテ其議決ス

五月廿二日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、弘田、三宅。

本日兼常氏出席議事ナシ

五月廿九日

本日缺席多數ノ爲休會

六月五日

本日モ缺席多數休會

六月十二日

出席 三宅、弘田ノミナレバ休會

六月十九日

出席 楠美、前田、本居、三宅ニテ休會

六月廿六日

出席 富尾木、三宅ニテ休會

七月三日

出席 嶋崎、楠美、前田、弘田、三宅。缺(席) 富尾木、本居。

主事缺席ニテ休會

七月十日

本日ハ本校教授(會)ノ爲休會

大正四年九月十八日 土曜日

本日缺席者多ク會議ナシ

(九月)廿五日 土曜日

出(席) 富尾木、楠美、嶋崎、前田、本居、兼常、弘田、三宅。

發想記號制定ノ件ニ付再協議

1、發想記號ハ可成邦語ヲ用フル事

2、*カ*、*f*、 \wedge 、 \vee ノ如キモノハ記號トシテ用フ

3、從來ノ邦樂術語ヲ列記シテ注釋スル事竝ニ西洋樂語ニモ當

ハメテ見ル事

4、各調子ハ總テ讀ミ易キ譜表ニテ表ス事

5、繼承的樂句樂節ハ可成樂譜ニ附記スル事

以上議決ス

十月二日 土曜日

本日ハ邦樂會第二回演奏會當日ナルヲ以テ休會

十月九日 土曜日

出(席) 富尾木、嶋崎、前田、本居、三宅。缺(席) 楠美、弘

田

大典祝賀新曲作譜ノ件ニ付協議其分擔々當割ヲ決ス

箏 山田流 村田 富本 三宅

生田流 々 清元 々

長唄(今藤) 々

常磐津 前田 長唄(吉住) 本居

一中 々 新内 々 三宅

河東 弘田、本居

以上

十一月二十日

出(席) 富尾木、前田、本居、三宅。缺席アリ休會

前數回ハ奉祝歌製作中ニ付休會セリ

十一月廿七日

出(席) 富尾木、前田、本居、三宅。休會

十二月四日

出(席) 富尾木、前田、三宅。休會

十二月十八日

出(席) 富尾木、前田、本居。休會

大正五年

一月十五日、廿二日 休會

一月廿九日

出(席) 富尾木、前田、本居、兼常、弘田、三宅。

田舎節ノ記譜法ニ付協議 即田舎節ニ出ル#ノ音ハ如何ニ扱フ

ベキカノ問題スシテ協議ノ結果臨時記號トシテ用フベキ事ト

ス

二月五日

出(席) 富尾木、前田、本居、弘田、三宅。

三味線教則本編纂ニ付協議遂ニ本居三宅ヲ委員トシテ編纂ノ事

ニ決ス

二月十二日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、兼常、三宅。

三味線樂譜凡例ニツキ前年度ニ決議シタルモノヲ尙一度通覽ス

ル事トセリ、術語ノ表シ方ニ付楠美、本居ノ二氏ニ依托シ次回

迄ニ立案提出セラルベキ事トセリ

二月十九日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、本居、三宅。

原案提出サレズ爲ニ休會

二月廿六日

出(席) 富尾木、嶋崎、楠美、前田、本居、三宅。

楠美、本居ノ二氏ヨリ提出ノ三味線ノ術語ニ付協議ス原案本居

氏ノ手元(ニ)アリ記入シ能ズ

三月四日

出(席) 富尾木、楠美、前田、弘田、三宅。缺席) 本居、嶋

崎

本日休會

三月十一日

本日休會

三月十八日

本日教員會議ノ為休會

三月廿五日

本日本校卒業式當日ナルヲ以テ休會セリ

四月一日

四月八日

四月十五日

四月廿二日

四月廿九日

以上缺席者大多數ノ爲休會

五月六日

出〔席〕 富尾木、嶋崎、本居、兼常、弘田、三宅。缺〔席〕 楠

美、前田。

三味線術語ノ再調査ヲナス

五月十三日

〔記載なし〕

五月二十日

缺席者多休會

五月二十七日

前回ニ同ジ

六月三日

休會

六月十日

出〔席〕 前田、三宅 他皆缺

休會

六月十七日

出〔席〕 富尾木、嶋崎、前田、三宅。

三味線術語及凡例ニ付協議

a tempo ハ「本ノリ」トスル事

「ヒク」ハ「ス」「ハ」等ニ對シ慥ニ彈ク事ヲ表ス記號トシ

テ用フル事

以上ヲ決議ス

尙過般來協議中ノ確定したるもの

イロ詞ノ記譜法

諸流ノイロ詞ノ表シ方

拍子ノ倍ニナリタルトキノ處置

度々裏間ニナリタルトキノ處置

流の寸法

以上ハ臨機ノ處置ヲトル事ニ決ス

曲ノ途中ニテ調子ノ變リタルトキ其新調モ同シクHヲ一トシ

テ記ス事

聲ノスリ上スリ下ハ始終ノ音ヲ書キ間ニ線(直線)ヲ引ク事

○多行及佐行ノ子音ニ起ル息ノ音ノ書方ハ其場合ニ依リ二、四

五度等ノ音ヲ書キ其上ニ「イキ」ト書キテ表ス

○カケ聲ハ必要ノ場合ニ限り之ヲ書ク

○延聲記號ヲモテ表シ得ザル極端ナル緩急ニ對シテハ實際ノ音

ノ長ヲ書キ二重線内ニ入ル ノ如ク書キ特ニ拍子

記號ヲ書カズ

○替手及上調子ハ本手ノ上ノ行ニ書ク事

以上

六月廿四日

出(席) 富尾木、嶋崎、前田、本居、三宅。

前二引續キ

(ハ) ハヂキの略

(ウ) ウチ指の略

(タ) タ、キの略

(ウハ) ウラハヂキの略(流儀ニ依りてハ連トモ云フ)

二ツ以上の音附に弧線の掛けられたる場合は最初の音のみを弾き後の音は単二同一の指を以て其ツボニ迄すべらせ特ニ撥を使用せざるを示す

前項と同一の場合其何れかが小音附にて書かるゝものは其小音附は必ずしも其甲所(ツボ)に當らざるものにして只大方を示すものなり

以上議決ス

(手書き(横書き))

七月一日及八日

休會

三味線・箏の記譜法(題名、日付、署名は無し)

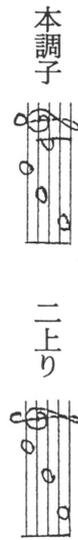
一、従来洋式五線譜を以て本邦三絃樂及び箏曲樂を表はすことは世の一部に於て行はれ居たりしが、其の調子に就ては數種の別あり。其中可なり廣く行はれたるは次の二種なり。先づ三絃樂に於ては

(甲) 本調子をハ(C)調とし、二上りをト(G)調とするもの。

即ち其の開絃の位置左の如し。

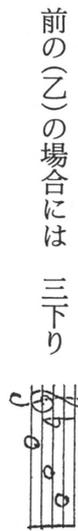
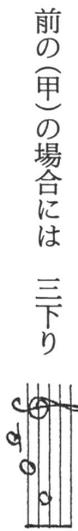


(乙) 本調子をヘ(F)調とし、二上りをハ(C)調とするもの。即ち其の開絃の位置左の如し。



但し三下りに就ては孰れも二様あり。即ち

(第一) 元來の三下り又は本調子より其三を一音上げて三下りとしたるものには本調子と同じ調とす。即ち



(第二) 二上りより其一を一音上げて三下りとしたる場合には、二上りの調を五度上に轉調したる調を用ふ。即ち



三下りを斯の如く二様に記すことは、轉調の理論より言へば當然

のことなり。例へば三下りの三を一音上げて本調子とし、又其の二を一音上げて二上りとし、次に又其の一を一音上げて三下りとなす場合には次の図に示す如く、始めの三下りと終りの三下りとは其の調を異にすべき理なり。即ち

(甲の場合)

(乙の場合)

然れども轉調の理論を推し行くときは、三下りは此の二種のみ止まらず。例へば三下りの一を一音上げて二上りとし、その二を一音上げて本調子とし、次に其の三を一音上げて三下りとなすときは、次の図に示す如く、又始めの三下りと終りの三下りとは其の調を異にす。即ち

(甲の場合)

(乙の場合)

之等の例に依つて見る如く、轉調の理を調號の上に推し行くときは三下りのみならず、本調子、二上りにも多數の異調を生じ、頗る複雑を來すの恐れあり。元來本邦の三絃は其の調を人聲の高下に合せて勝手に定むるものにして、歐州樂器の如く固定的の調律をなすものにあらず。時に調子笛を用ひて一本二本三本等と唱へ

て三絃の各絃を十二律管中の種々の位置に調律す。甚だしきは十二律管以外の任意なる音に調律するを普通とす。之を以て之を洋樂譜に記載するには、歐州樂の如くに其の固有の調子に之を記することは徒らに煩雜なるのみならず、多くは到底不可能のことなり。茲に於て邦樂曲に於て單に洋式五線譜の形式を採用したるのみにして、其の各音間の比較的關係を記載するに止まるものなり。前記の(甲)及び(乙)は即ち然り。斯の如く考ふる時は轉調の理のみを正確に推し行きて、斯の如き複雑なる記法を生ずることとは、徒らに其の奏法の上に困難を來すに過ぎずして、益なきのみならず、却つて今後初學者をして邦樂の上に洋式五線譜を用ふることを奨勵する為めには大なる障害となるものなり。之に依てその轉調の如何に係はらず、三下りは常に本調子と同調に記載するといふ方法を採用するを可とす。即ち

(甲) 本調子 ハ(C)調

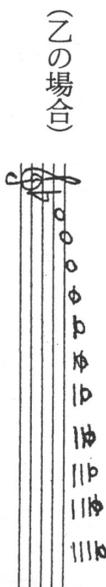
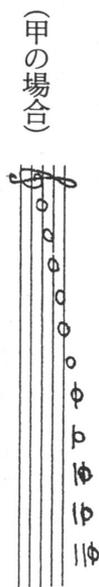
二上り ト(G)調

三下り ハ(C)調

(乙) 本調子 ヘ(F)調



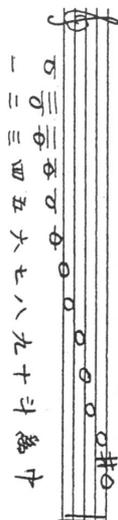
扱此の二種の方法は孰れも之を單獨に考ふる時は優劣なきが如くなれども、實際奏樂の上に於て三絃の三の絃は普通は其の開絃音の八度上迄用ひられ、時としては其の開絃音の十一度音程位迄も用ひらるゝを以て、(乙)の方法を用ふるときは餘りに上方に加線を多く用ふるの不便あり。即ち本調子の三の絃の勘所は



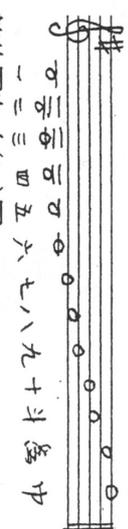
但し白圈は普通主として用ひらるゝもの、黒圈は時として用ひらるゝ音なり。之れに依りて見る時は三絃曲の洋式五線譜として(甲)の場合を以て最も適切なるものと認む。

二、箏曲樂譜に於ても次の二種の方法從來多く用ひらるゝ。但し茲には特に平調子及び雲井調子を掲ぐ。他の諸種は推して知るべし。

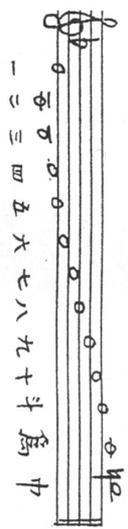
(甲) 雲井調子ハ(C)調



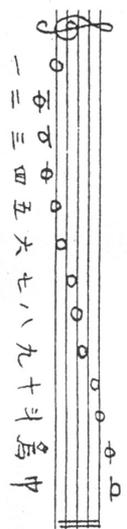
平調子 ト(G)調



(乙) 雲井調子ハ(F)調



平調子 ハ(C)調



扱て此の兩種の中、單に其の絃音の位置のみを觀察するときは、

(甲)よりも(乙)の方が加線を用ふること少なくて便利なるが如く見ゆれども、歌を附けたる場合に、歌の聲が(甲)の方が五線の中庸に居ること多き故、之を見て歌ひ易きの便あり。然れども此の兩式に於ける優劣は大なる差なく、その孰れを可とすべきかは、次に述ぶる箏と三絃との合奏に依て定むるを至當なりとす。

三、箏と三絃とを合奏する場合に、兩者に於て樂譜の調を異にするとき、同一の歌を異なりたる調に記することは徒らに煩雜を來すものなり。之に依て此の問題を如何に解決すべきかに就て調査したる所次の如し。

(第一) 山田流に於ては、歌物は殆んど大部分は箏雲井調子なれ

ば、三絃本調子又は三下り、箏平調子なれば三絃は二上り

なり。之に反して箏平調子にして三味線本調子又は三下りの曲は、一中節、河東節、富本節等より轉化したる

十二段。松の羽衣。七福神。神遊。

等の數種の高なる樂曲に過ぎず。

又歌なき曲、即ち段物に於ては

箏平調子にして三絃本調子

なり。之に依て之を見れば、山田流に於ては普通前記の三絃

(甲)式譜と箏(甲)式譜とを採用し、高等科に於て初めて箏の

(乙)式譜をも併せ學ぶを以て便なりとす。但し段物に於て箏

(甲)式譜と三絃(甲)式譜を用ふれば兩者其の調子を異にすと雖

も、之は歌なきを以て大なる不便を感じず。

(第二) 生田流に於ては初歩の曲は大部分は箏平調子にして三絃

本調子又は三下り

なり。稍進みたる所にて始めて

箏雲井調子にして三絃本調子又は三下り

箏平調子にして三絃二上り

なるものあり。

之に依りて生田流に於ては初學者は三絃(甲)式譜と箏(乙)式譜

とを採用し、稍進みたる後に於て、箏(乙)式譜をも學ぶを以て

便なりとす。

四、以上の調査に依る結論は左の如し。

(第一) 三絃は凡て(甲)式譜に一定す。

(第二) 箏曲は(甲)(乙)兩式譜を併用す。但し初歩に於ては山

田流は(甲)式譜を、生田流は(乙)式譜を用ひ、高等科

に於て孰れも(甲)(乙)兩式譜を學ぶものとす。斯の如

く山田流と生田流とは初歩に於ては其の用ふる譜式を異

にすと雖も、高等科に於て兩者孰れも兩式を學び得るを

以て、互に比較研究するに大なる便益あり。

斯の如く三絃譜式を最初に一定したるは、之れ今日三絃樂は非常

に廣き範圍に涉りて行はるゝを以て、之を一定することは洋式五

線譜を採用する上に頗る緊要事なりと認めたるを以てなり。將來

邦樂曲に洋式五線譜を用ふるの價値と利益とは之に依て眞に發揮

せしむることを得、従つて邦樂曲の進歩と普及の上に莫大なる効

果を及ぼさんことを信ずるものなり。

〔謄写版〕
〔邦樂調査掛關係書類 下〕

雅樂記譜法

謄写版による「雅樂記譜法扣」を修正して「大正七年七月決定」とし

たものに基づいて、弘田龍太郎が改めて決定原稿化(大正七年七月八日

付草稿。七月九日提出)したもの。修正版(原本)とは多少の異動があ

る。雅樂曲の採譜は大正五年六月に開始するが、記譜法についてはそれ

に先立って三月より協議しており、また八年頃まで協議を続け一部を改

正している(八年七月報告)。

「雅樂記譜法」

通則

一、別紙二十二段の特別五線紙を用ふ。(別紙)

一、譜表左側の括弧及び線のつけ方別紙の如し。但し縦線は個々に分かつた上より下へ通して引くものとす。

一、樂器配置順(別紙参照)(省略)

笛 箏 笙 箏 琵琶 羯鼓 太鼓 鉦鼓

一、十二律

壹越	斷金	平調	勝絕	下無	雙調
D	Dis	E	F	Fis	G
亮鐘	黃鐘	鸞鏡	盤涉	神仙	上無
Gis	A	Ais	H	C	Cis

一、琵琶、太鼓は低音部記號を、其他の樂器は高音部記號を用ふ。但し箏は主として高音部記號を用ひ、時として低音部記號又は8vaの記號を交ふことあるべし。

一、拍子記號左の如し。但し洋樂に於けるものと其意味を異にし稍類似したる拍子記號を撰びたるのみにて、それ以上に何等の意味あることなし。

早拍子……………4/4

只拍子……………3/2

延拍子……………4/4

夜多良拍子……………5/4

右の内 只拍子は $\overset{\vee}{\text{O}}-\overset{\vee}{\text{O}}-\overset{\vee}{\text{O}}$ の如きアクセントありて $\frac{2}{4}$ と $\frac{4}{4}$ の合せしものなり。従つて四分音符を一拍とすべきにて二分音符を一拍とすべきにあらず。然れどもアクセントの模様より $\frac{3}{2}$ としたるものなり。又延拍子は非常に遅きものなり。最後に

夜多良拍子は $\overset{\vee}{\text{O}}-\overset{\vee}{\text{O}}-\overset{\vee}{\text{O}}-\overset{\vee}{\text{O}}$ の如きアクセントありて $\frac{2}{4}$ と $\frac{3}{4}$ との合せしものなり。

一、調子記號左の如し。但し此調子記號は洋樂に於けるものと其意味を異にし、臨時記號として現るべきを左にまとめたるに過ぎず、それ以上に何等の意味あることなし。

×は理論上生ずれども實際上には甚だ稀なるものなり。
一、すべて奏法の記譜は演奏通り書するを以て本體となす。

附 表題の書法

- 一、表紙へは中央縦に樂曲の名を記し、下に稍小さく其調子を書す。
- 一、樂譜の初めには
 - (イ) 樂曲の名を樂譜の上左より右へ書き、
 - (ロ) 其調子は其下へ稍小さく書き、
 - (ハ) 樂譜の上右に寄せて、曲の大小、拍子の種類を上段に、拍子の數、加への數を下段に、二段に渡りて書すべし。

笛、箏

一、 笛の穴の音次の如し。

〔笛図・音高譜省略〕

一、 箏の穴の音次の如し。

〔箏図・音高譜省略〕

一、 書法、奏法、の二に分つ。

一、 書法は全く従来雅楽に用ひ來れる譜によれるものにして Bogen も匂ぎりのために用ひらる。上段小五線に書す。

一、 奏法は全く演奏通りに書すべきものにして、Bogen も息切れの為に用ひらる。下段普通五線に書す。

一、 笛は Octave 下げて書す。

一、 音を半音以内上げんとするには 一を、半音以内下げんとするには 下を、又之を取消し本来の音たらしめんとするには × を、符頭上五線外に書すべきものとす。

(註) 現在は箏に「オシ手」を用ひざれども、古來は「オシ手」を用ひたる事あり。其「オシ手」の記號は 一 下 等なりしと云ふ。

一、 一は「オシ」軽くオス ・ は盗み切りの記號とす。

箏

一、 穴の音次の如し。

〔箏図・音高譜省略〕

一、 合竹次の如し。

一、 手移、合竹の二に分ち、手移は上段に、合竹は下段に書す。

一、 Octave 下げて書す。

一、 Bogen は息切れを表はすために用ひらる。

一、 Bogen のある毎に ∇ あるべきを略したり。但し只拍子のみは ∇ あるべきなり。

一、 音の進行を確實に示すは到底不可能なれど、合竹は一小節間に二箇の和音ある際、成るべく兩和音の音の類を等しからしむべし。

箏

一、 各調子に於ける絃の音次の如し。

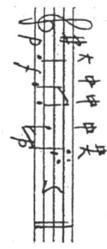
〔音高譜省略〕

一、 指名は次の如し。

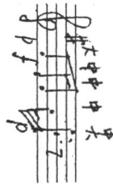
中||中指 人||人指指 大||大指

一、重音に指名を二個附したるは「ツム」也

一、イ、閑掻

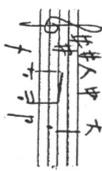


(越天樂)



(延拍子)

ロ、早掻



(蘇莫者破)

(1) 「謄写版」メモによる。

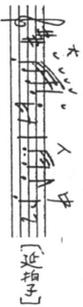
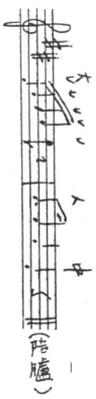
閑掻、早掻は極めて頻繁に現るべきを以て總譜表には其指名及強弱記號を略したり。

一、イ、ハは「サハル」の記號なり。「サハル」とは大指にて絃を「オシハヂク」を云ひ従つてアクセントあり。而も此音は常に第四拍の弱聲部に現るゝものなり。

ロ、Vは反爪の記號なり。反爪とは大指にて絃を「スクフ」を云ひ音弱し。而も此音は常に第三拍の強聲部に現るゝものなり。

ハ、○は小爪の記號なり。小爪とは反爪の稍強きものを云ふ。

一、イ、ムスビ手



ロ、レン

一重

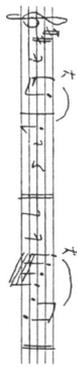


(林歌)

二重



(柳歌)



延拍子

二重

延拍子



延拍子

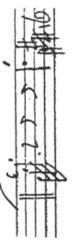
一、閑掻、早掻以外は指名を記すべきものとす。

琵琶

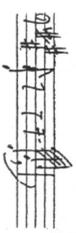
一、音の高さ次の如し。

(琵琶柱名図・音高譜省略)

一、四分音符を本體とし、Arpeggioは拍子に入れて書すものとす。



(青海波)



(延拍子)

一、イ、タ、キ(叩)は (iii) の如く書す。タ、キとは初めの音をひき、次の音を「ハジキ」最後の音を「オサヘル」なり。

ロ、ハズス(弛)は $\text{p} \text{p} \text{p}$ の如く書す。ハズスとは初めの音をひき次の音をハズスなり。

之によりて三箇の音に Bogen のかゝりたるは「タ、キ」と見、二箇の音に Bogen のかゝりたるは「ハズス」と見るべし
 一、其他の樂句の書法次の如し¹⁾

(イ) 振撥

(常に三本かける)

(特例 二本の反バチ 同時ニヒック)



(ロ) カケスカシ



(一) この行欠く。次の譜例と合わせて「原本」から一部引用する。

打物通則

一、調子記號を附さず。

一、符は音の高さによらず。すべて第三線上に記す。

一、 J は雌桴、 P は雄桴なり。

羯鼓

一、片來は キ 。諸來は キ 。實演には初めは遅く漸次速めるものとす。

一、諸來の止めは キ と書す。之は左手に始まり右手に終るものなり。

太鼓

一、音の長さは二分音符を本體とす。場合によりて四分音符となることあり。

鉦鼓

一、音の長さは四分音符を本體とす。
 一、 カ にて裝飾音符に Bogen を附さず。

以上

(未報告)

笙の手移り

一、舞樂用(小曲物) U 息變ノトキ(延は拍子倍遅くなる)

一、普通物 イ 息變ノトキ

口、 177 息變ノナキトキ

一、於世吹

一、只拍子

止手

一、點線を用ふ。 $\frac{3}{2}$ 拍子も終りはすべて同じく $\frac{4}{4}$ とす。但し拍子記號記する事

報告

先般報告仕候雅樂記譜法扣は今般會議の結果別冊の如く改定仕候間此段御報告仕候也

大正七年七月九日

東儀俊龍

多 忠基

多 久寅

兼常清佐

弘田龍太郎

邦樂調査係主事高野辰之殿

〔手書き〕

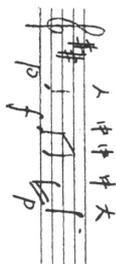
雅樂記譜法を一部改定した。左は大正八年七月三十一日付、東儀俊龍・多 忠基・多 久寅・弘田龍太郎の連名による主事高野辰之への報告書。

雅樂記譜法中改訂すべき部

一、笛、箏の終りに左の件を追加す。

二、() は僅か下げて直ちに原音に復する記號とす。

一、箏の閑掻の書法を次の如く改訂す。



一、琵琶の部の「四分音符を本體とし、Arpeggioは拍子に入れて書すものとす云々」は次の如く改訂す。

一、四分音符を本體とし、次の如く在來のArpeggioの記號を用

ふ。

而して高音は拍子に當り 殘餘の諸音は前小節の終りに入るべきものとす。



一、琵琶の返撥及「カケスカシ」の書法は次の如く改訂す。

イ、返撥



(常に撥にて三本かけるものとす)

ロ、カケスカシ



〔手書き〕

比較譜

清元延壽太夫による「保名」の蠟管吹込みが明治四十一年二月に二回(甲・乙)行われ、一方の採譜作業は四十二年六月より本居長世と三宅延齡とで始められた。のち大正七年に「記譜者三宅氏擔當セシ清元節深山櫻及兼樹振(保名)ノ淨書シタル樂譜ヲ先年清元延壽太夫吹込ミタル蠟管蓄音器ニ對照シ今後ノ記譜上ニ(付)協議シ右蓄音機ヨリ北村氏試ニ記譜スル事トシ」た(二月五日誌)。蠟管からの採譜は北村季晴と三宅延齡とが行っている。それらを比較譜にまとめたものが左の樂譜である(六九二〜六九五頁)。

延壽の保名(三通對照)

(其 一)

○余の記譜はその拍子の見易からんが爲、符のツ。ブ。を成るべくメ。ノ。コ。に記したり。

○節の裝飾音を拍子に割り當てたと倚音を以てしたるとあり亦主

4

た は た

い れ っ

か た か

お な か

6.

ま ば ー ン な ら せ わ

II III

は な に

f

く ー る

f

あ ー ら せ

f

8.

この音三宅氏になし

カ>ル

カ

ハハサ乙

site

I.

エ

として見易からんが爲也

○歌ひ出しの鼓歌風の節も見易からん爲假りに小節に配したり

○  は特に滑らかなる節廻しを示す

○ 歌詞は音字一致に記せり

○  は蠟管の發音不明の箇所

(謄写版(横書き))

(五) 採譜

日誌に見るように邦楽調査事業は五線譜による採譜から始められた。採譜担当には三宅延齡(四十年十月より。当時研究生)、鎗田倉之助(四十年十月より十二月まで。当時研究生)、続いて林蝶(四十一年二月より。当時女子高等師範学校教諭)、本居長世(四十一年四月より。同年三月本科卒業して研究生)、楠美恩三郎(四十一年十月より。助教)、前田久八(四十二年四月より。助教)、竹内平吉(四十三年四月より。同年三月本科卒業して研究生)、弘田龍太郎(大正四年一月より。当時研究生)、ほかに島崎赤太郎(大正六年十月より。教授)、北村季晴(大正六年九月より)や梁田貞(大正八年九月より。七年研究科修了)も加わっている。雅楽では東儀俊龍・多久寅・多忠基・奥好義ら楽人も直接記譜作業に携わった。なお大正三年一月に、記譜者募集に対して三人が応募している(二月二十一日日誌)が、名前を見出せるのは約二週間のみで以降は未詳である。

毎回の具体的な採譜内容は日誌(記録用特製用紙)に記録された。明治四十年十月一日より昭和三年三月十四日まで、二十二冊が残る。なおこれとは別に作業(採譜その他)、出欠などを記したいわゆる日誌が十二冊ある(明治四十年九月から大正元年九月まで一冊、大正四年から十四年まで十一冊。東京音楽学校用箋)。各種目とも毎週一回、午前または午後に行われていた。採譜は蓄音機吹込みからも試みられた(大正七年に北村季晴の蠟管採譜を例に記譜法について協議し(二月十二日日誌)、その後清元節、一中節、河東節、民謡などを採譜している)。

本項では採譜された五線譜を収載する余裕がないため、左に各種目の担当者・期間など、また採譜された曲名と楽譜の現存状態(A~D)を示すにとどめる。記譜者はおもな担当者を記す。

A(浄写済。未定稿(「未定稿」と押印)を含む)、B(鉛筆書でほぼ完成原稿のもの)、C(未完成)、D(調査されたが所在不明のもの)。関連の記載がある場合は括弧内に付記する。なお弘田により浄書された楽譜が、全曲ではないが別に日本近代音楽館(弘田龍太郎関係資料)にも所蔵されている。

《富本節》採譜作業の初日は富本節「年朝嘉例壽」で、明治四十年十月一日(火)より開始。演奏の囑託員は吉野萬太郎(六代名見崎得壽齋)、記譜者は三宅(大正六年まで)が中心となり、本居(四十一年四月より大正四年)、ついで竹内(四十三年より大正元年十月、「四十三年九月十二日」より専門分擔(日誌)として三年間)、弘田(大正四年。浄書を目指して十二・三年度も)が担当。なお吉野は大正六年七月三十一日に死去し、七月二日の作業が最後となった。そのため大正十二・三年度は名見崎多賀の協力を得て再調査が行われた。昭和二年五月二十日(日誌)に全部整理済(弘田)の記載がある。

[A] 幾菊蝶初音道行・新曲高尾懺悔・草枕露玉川・百夜菊色の世中(關寺小町)・拙筆力七ツ伊呂波(乙姫)・其俤淺間嶽 上・年朝嘉例壽・御代榮益穂富種(未定稿)・奈須野(未定稿)・家櫻(幾齡三番叟(未定稿。浄瑠璃未完)・全盛操花車(木遣。未定稿)・恵方十産(未定稿)・松風(行平徒髮戀曲者(未定稿)・春夜障子梅(未定稿)・御代の秋

[C] 長生の富貴・夫婦酒替らぬ仲中(鞍馬獅子)・神樂獅子
《一中節(都派)》明治四十年十月二日(水)より、「辰巳の四季」の採譜で開始。囑託員は伊藤樸太郎(十代目都一中)、記譜は三宅と鎗田で始め、四十一年より三宅(大正二年七月まで)と本居(大正三年まで)で、さらに四十三年四月に竹内(四十四年五月まで)が加わった。大正二年十月からは前田(六年まで)に代わる。作業は六年までで、十